

約款新旧対照表

【芝浦電力電気供給約款】

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
<p>第46条（個人情報の保護）</p>	<p>第47条 個人情報の保護 (2) 当社は以下のものとの間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。 小売電気事業者、一般電気事業者、電力広域的運営推進機関 イ 共同利用の目的 ①小売供給契約（離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。）又は電気需給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次※4のため ②供給（受電）地点に関する情報の確認のため ③電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般電気事業者の業務遂行のため イ 共同利用する情報項目 ①基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号 ②供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を終結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異</p>	<p>第46条 個人情報の保護 (2) 当社は以下のものとの間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。 小売電気事業者、一般電気事業者、電力広域的運営推進機関、一般財団法人電源地域振興センター イ 共同利用の目的 ①小売供給契約（離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。）又は電気需給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次※4のため ②供給（受電）地点に関する情報の確認のため ③電源立地地域対策交付金手続きのため ④電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般電気事業者の業務遂行のため イ 共同利用する情報項目 ①基本情報：氏名、住所、電話番号、金融機関の振込口座情報及び小売供給等契約の契約番号 ②供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を終結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供</p>	<p>共同利用事業者に一般財団法人電源地域振興センターを追加するよう改定しました。</p> <p>共同利用目的を追加しました。</p> <p>情報項目を追加しました。</p>

	<p>動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法</p> <p>□ 共同利用の管理責任者</p> <p>①基本情報：小売供給等契約を終結している小売電気事業者（但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者）</p> <p>②供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者</p>	<p>給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法</p> <p>□ 共同利用の管理責任者</p> <p>①基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者（但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者）</p> <p>②供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者</p> <p>③電源立地地域対策交付金を交付する一般財団法人電源地域振興センター</p>	<p>誤植修正しました。</p> <p>共同利用の管理責任者を追加しました。</p>
付則	<p>本約款は、平成 28 年 4 月 1 日から実施される。</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日制定</p> <p>改定 0 回</p>	<p>本約款は、平成 28 年 4 月 1 日から実施される。</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日制定</p> <p>改定 1 回</p> <p>平成 28 年 11 月 1 日</p>	<p>本改定にともなう適用日の変更を行います。</p>